

第3期 中期目標・中期計画について

○ 中期目標・中期計画とは

〈中期目標:地独法第25条〉

- ・県が定める、法人である医大に指示する業務運営に関する目標
- ・県評価委員会の意見を聴くとともに、議会議決を経る必要

〈中期計画:地独法第26条〉

- ・県が定めた中期目標を達成するために、法人である医大が定める計画
- ・評価委員会の意見を聴き、知事が認可

○ 中期目標・中期計画の期間

6年間（平成30年度～平成35年度）

○ スケジュール(予定)

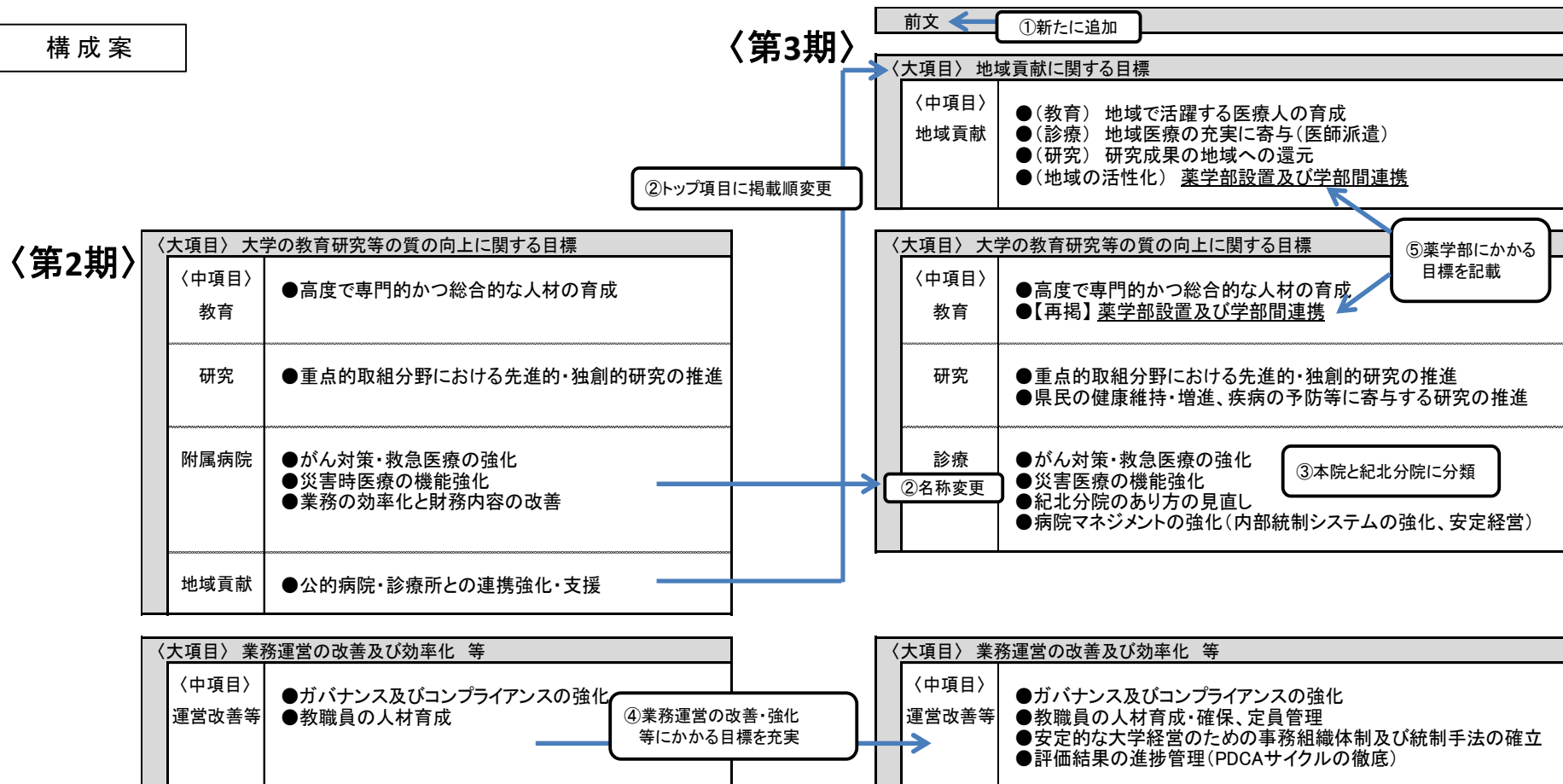
7月～10月	県評価委員会で検討
10月	中期目標にかかるパブリックコメント
12月	中期目標 議会議決、公表
3月	中期計画 認可、公表

第3期 中期目標・中期計画 構成の考え方

今回のポイント

- ① 中期目標、中期計画の冒頭に「前文」を新たに追加し、知事(目標)及び理事長(計画)の考えを掲載。
- ② 県が法人に取り組ませる目標に優先順位を付け、構成を変更。
 - ・「地域貢献」を中項目から大項目に格上げ。かつ、トップ項目に。
 - ・中項目「附属病院」を「診療」に名称変更。
- ③ 中項目「診療」を、本院・紀北分院別に分類、整理。マネジメントにかかる目標を充実。
- ④ 大項目「業務運営の改善及び効率化」にかかる目標を充実。
- ⑤ 薬学部設置・学部間連携にかかる目標は、大項目「地域貢献」及び中項目「教育」に記載。

構成案



中期目標・中期計画 第2期・第3期 項目比較

〈第2期〉

第1 中期目標の期間、教育研究上の基本組織

第2 大学の教育研究等の質の向上

- 1 教育
 - (1)教育の内容及び成果
 - (2)教育の実施体制等
 - (3)学生への支援
- 2 研究
 - (1)研究水準及び成果等
 - (2)研究の実施体制等の整備
- 3 附属病院
 - (1)医療の充実及び実践
 - (2)地域医療への貢献
 - (3)研修機能等の充実
- 4 地域貢献
- 5 国際交流

第3 業務運営の改善及び効率化

- 1 法令、倫理等の遵守及び内部統制システムの構築
- 2 人材育成・人事の適正化
- 3 事務等の効率化・合理化

第4 財務内容の改善

- 1 外部研究資金その他の自己収入の増加
- 2 経費の抑制
- 3 資産の運用管理の改善

第5 自己点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供

- 1 評価の充実
- 2 情報公開等の推進

第6 その他業務運営

- 1 施設及び設備の整備・活用等
- 2 安全管理
- 3 基本的人権の尊重

〈第3期〉

前文

第1 中期目標の期間、教育研究上の基本組織

第2 地域貢献

- 1 教育
- 2 診療
- 3 研究
- 4 地域の活性化

第3 大学の教育研究等の質の向上

- 1 教育
 - (1)教育の内容及び成果
 - (2)教育の実施体制等
 - (3)学生への支援
- 2 研究
 - (1)研究水準及び成果等
 - (2)研究の実施体制等の整備
- 3 診療
 - (1)医療の充実及び実践
 - (2)教育機能等の充実
 - (3)病院運営
- 4 国際化

第4 業務運営の改善及び効率化

- 1 大学運営の強化
 - (1)内部統制システムの強化
- 2 人事制度等の適正化等
 - (1)人材育成
 - (2)人事制度の適正化
 - (3)労働環境の向上
- 3 事務等の効率化・合理化

第5 財務内容の改善

- 1 外部研究資金その他の自己収入の増加
- 2 経費の抑制
- 3 資産の運用管理の改善

第6 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供

- 1 評価の充実
- 2 情報公開や情報発信等の推進

第7 その他業務運営

- 1 施設及び設備の整備・活用等
- 2 安全管理
- 3 法令・倫理等の遵守
- 4 基本的人権の尊重